

平成26年度東京都立瑞穂農芸高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

平成26年10月6日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめ問題に適切に対応するために、教員の指導力を向上させ、学校全体による組織的な対応を行う。
- (2) 被害生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、被害生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、被害生徒を組織的に守り通す取組を徹底して行う。
- (3) 周囲の生徒がいじめを見て見ぬふりをせず、声を上げられる体制を作る。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、社会総掛かり体制で取り組む。

2 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を置く。

イ 所掌事項

学校いじめ対策委員会は、以下の事項に関して協議を行い、校長に助言する。

- いじめの防止に関する事項
- いじめの早期発見に関する事項
- いじめの早期対応に関する事項
- 重大事態への対処に関する事項

ウ 会議

学校いじめ対策委員会は、原則として6月に第1回委員会を開催する。第1回委員会において、委員会の設置目的・所掌事項の確認及び委員の委嘱を行う。また、調査等によりいじめの可能性のある事案が報告された場合には、その措置のために委員会が開催されることを確認する。

エ 委員構成

委員は、校長、副校長、生活指導主任、保健部主任、各学年主任、本校スクールカウンセラー及び校長が指名する者とする。校長を委員長とし、生活指導主任を事務局とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校は、外部機関と連携し、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実

効的に行うため、学校サポートチームを設置する。

イ 所掌事項

学校サポートチームは、以下の事項に関して協議を行い、校長に助言する。

いじめの防止に関する事項

いじめの早期発見に関する事項

いじめの早期対応に関する事項

重大事態への対処に関する事項

ウ 会議

学校サポートチームは、原則として年度当初と年度末に委員会を開催するが、調査等により重大ないじめの可能性のある事案が報告された場合には、その措置のために委員会を開催する。年度当初の委員会において、委員会の設置目的・所掌事項の確認及び委員の委嘱を行う。また、年度末の委員会において、一年間の総括及び来年度への対策を協議し、校長に助言する。

エ 委員構成

委員は、校長、副校長、生活指導主任、保健部主任、校長が指名する者、本校スクールカウンセラー及び福生警察署スクールサポーター、瑞穂町子ども家庭支援センター職員とする。校長を委員長とし、生活指導主任を事務局とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

ア .学校いじめ対策委員会において、いじめ防止のための指導の年間計画を作成する。

イ . LHR等において、いじめ防止指導を年3回実施する。また、必要に応じて、授業をはじめ行事等における生徒の活動時に、いじめ防止に係る指導を実施する。

ウ .「人権教育プログラム」を活用した人権教育や生命を大切にすることを計画的に実施したり、生徒会による「言葉の暴力撲滅キャンペーン」等を行い、生命を尊重する心や思いやりの心を育む。

エ .都教委による「いじめ防止カード」を配布し、啓発活動を行う。

オ .学年通信・学級通信などを通じた家庭との緊密な連携や協力体制を作る。

(2) 早期発見のための取組

ア .生徒に対して、いじめに関するアンケートや生活意識調査の実施・集計・分析を年2回行う。教員に対しては、「いじめ発見のチェックシート」を用いた状況観察を行う。調査結果を生活指導部が分析し、いじめの可能性がある場合は、学校いじめ対策委員会で検討・判断する。

イ .1学年生徒に対し、1学期にスクールカウンセラーによる全員面接を行う。

ウ .每学期当初に生徒・保護者・担任による三者面談または生徒・担任による二者面談を実施する。

エ .教職員は日常的に校内巡回等により生徒観察を行い、いじめの早期発見に努めるとともに、学校全体で生徒を見守っているというメッセージを発する。

オ .クラス担任は、個々の生徒情報を記録するファイルを作成し、生徒の変化に注意を払い、問題がある場合は学年会等で学年担任団で情報共有し、さらに、学年主任は企画調整会議等で報告し、全教職員が情報を円滑に共有できるようにする。

(3) 早期対応のための取組

ア .いじめの兆候や情報を掴んだときは、生活指導部は、関係生徒対象の事情聴取等を行い、状況の把握に努める。学校いじめ対策委員会を核として、いじめ解決のため

めの対応方針を策定し、学校全体で対応方針を共有し取り組む。また、被害生徒への支援、加害生徒への指導、周囲の生徒へのケアなど教職員の役割分担を明確化する。

イ．被害生徒に対しては、安全の確保とスクールカウンセラー等を活用した相談体制を確立する。

ウ．加害生徒に対しては、いじめの内容に応じて、組織的・継続的な指導方針を確立する。

エ．周囲の生徒に対しては、日頃より「いじめ防止カード」を活用し指導するとともに、生徒がいじめを目にしたときには、いじめをやめるよう働き掛けたり、被害生徒をいたわる行動がとれるよう集会等で働き掛ける。

オ．加害生徒・被害生徒それぞれの保護者への支援や助言を行う。

カ．保護者会の開催などにより、保護者と情報を共有する。

(4) 重大事態への対処

重大事態の判断

ア．いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを重大事態と判断する。具体的には以下の事態が発生した場合をいう。

児童生徒が自殺を企図した場合

身体に重大な傷害を負った場合

金品等に重大な被害を被った場合

精神性の疾患を発症した場合

イ．いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

ウ．生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

重大事態の対処

ア．重大事態の発生等について西部学校支援センター支所に報告し、一体となって対応する。

イ．被害生徒に対しては、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、全教員が情報を共有し、組織的に対応する。また、スクールカウンセラーの活用や保護者との連携も徹底する。状況に応じて、緊急避難措置の検討を行い、実施する。

ウ．加害生徒に対しては、状況に応じて警察への相談・通報、特別指導や懲戒等を実施する。また、スクールカウンセラーの活用や保護者との連携も徹底する。

エ．いじめの原因の一つとして、被害生徒や加害生徒の家庭に問題があったり、精神疾患が疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関や医療機関と相談を行う。また、懲戒等の運用については、東京都教育相談センター内のいじめ等の問題解決支援チームを活用する。

オ．いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

カ．状況に応じて、法第28条に基づく調査を実施するため重大事態調査委員会(仮称)

との連携・協力を行う。

5 教職員研修計画

- (1) いじめ防止に関する教員対象の校内研修を年3回実施する。
- (2) 校内研修は、学校いじめ対策委員会が年間の研修計画を作成し、校内研修の運営を行う。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 学校は、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が核となり、被害生徒の保護者に対する支援や加害生徒の保護者に対する助言を継続的に行う。
- (2) 教職員が支援又は助言を行うに当たっては、被害生徒の保護者と加害生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずる。
- (3) 状況に応じて、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校サポートチームを校内に設置し、外部機関との連携をはじめ、その対応を行う。また、校内における関連業務は生活指導部が行う。
- (2) 外部委員の効果的な活用
 - ア．スクールサポーター
学校が加害生徒に指導する際の助言、いじめ防止を主眼とした非行防止教室の開催、加害生徒への注意・説諭
 - イ．こども家庭支援センター職員
育成相談・・・性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談
非行相談・・・く犯等相談、触法行為等相談
- (3) 警察への通報・相談の在り方
 - ア．いじめた生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
 - イ．いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- (2) 学校評価は、学校運営連絡協議会実施の学校評価アンケートにて、保護者・生徒・地域を対象に実施する。12月にアンケートを実施し、1月に集計、年度末の学校運営連絡協議会及び学校サポート会議にて分析し、取組内容を協議する。